

市第68号議案 横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について

1 趣旨

水道法施行令（以下「政令」という。）の一部が改正されたため、「横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例」（以下「条例」という。）を一部改正します。

2 改正の概要

水道法で設置が義務づけられた本市の専用水道（※1）の水道技術管理者（※2）の資格は、条例において政令に準じて定めています。

今般、政令の資格要件に、学校教育法の改正を受けた「専門職大学（※3）の前期課程を修了した者」が追加されるため、条例も同資格を追加します。

3 施行期日

平成31年4月1日

【参考】

（※1）専用水道：地下式貯水槽水や井戸水等を利用して、団地等に飲料水を供給する一定規模以上の自家用水道。

（※2）水道技術管理者：設備の管理や水質検査など、水道施設に係る技術的業務を行う者

（※3）専門職大学：学校教育法の一部改正により、大学制度の中に新たに位置づけられた専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関。4年生の課程を前期（2年または3年）及び後期（2年または1年）に区分することができ、課程修了者には文部科学大臣が定める学位が授与される。

〈横浜市が設置する専用水道〉

松風学園（泉区）、資源循環局保土ヶ谷工場（保土ヶ谷区）、市営住宅谷津田原ハイツ（緑区）の3施設です。

裏面あり

新旧対照表（横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正）

改正前	改正後
<p>横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日 横浜市条例第 80 号</p> <p style="text-align: center;">（水道技術管理者の資格）</p> <p>第 3 条 横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 第 1 号、第 3 号又は第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、第 3 号に規定する学校を卒業した者については 6 年以上、第 4 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例 平成 24 年 12 月 28 日 横浜市条例第 80 号</p> <p style="text-align: center;">（水道技術管理者の資格）</p> <p>第 3 条 横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学 <u>（同法による専門職大学の前期課程を含む。）</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後 <u>（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）</u>、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 第 1 号、第 3 号又は第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後 <u>（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）</u>、第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、第 3 号に規定する学校を卒業した者 <u>（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）</u> については 6 年以上、第 4 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>